

別紙

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に当たっての誓約事項

- 1 移住後の就学又は就業の状況等に関する報告及び現地調査について、弘前市長から求められた場合にはそれに応じるとともに、弘前市長から指示があった場合は、それに従います。
- 2 支援金の交付を受けた後に次の各号に該当することとなった場合は、令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、当該各号に定める支援金の額を返還します。
 - (1) 次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合 **全額**
 - ア 虚偽の申請等であることが判明した場合
 - イ 申請日から3年に満たない間に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）
 - ウ 就業に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、申請日から1年に満たない間に交付対象就業先を退職し、又は解雇されたとき
 - エ 就学に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、指定養成機関（要綱第3条第1項第5号に規定する青森県内に存する養成機関）を卒業できなかったとき又は当該指定養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかったとき
 - オ その他市長が支援金の全額について交付決定を取り消し、及び返還すべきと判断した場合
 - (2) 次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合 **半額**
 - ア 申請日から3年以上5年以内の期間に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）
 - イ 就業に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、申請日から1年以上3年以内の期間に交付対象就業先を退職し、又は解雇されたとき
 - ウ 就学に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、指定養成機関を卒業した日から1年以内に交付対象就業先に医療・福祉職として就業をしなかったとき又は交付対象就業先に就業をした日から1年に満たない間に退職し、若しくは解雇されたとき（令和8年3月31日以前に移住した者に限る。）
 - エ 就学に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、指定養成機関を卒業した日から1年以内に要綱第3条第1項第4号イの規定による就業をしなかったとき又は就業先に就業をした日から1年に満たない間に退職し、若しくは解雇されたとき（令和8年4月1日以後に移住した者に限る。）
 - オ その他市長が支援金の半額について交付決定を取り消し、及び返還すべきと判断した場合

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当することとなった場合 **4分の1に相当する額**

ア 就学に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、指定養成機関を卒業した日から1年以内に交付対象就業先に医療・福祉職として就業をした後、当該交付対象就業先に就業をした日から1年以上3年以内の期間に退職し、又は解雇されたとき（令和8年3月31日以前に移住した者に限る。）

イ 就学に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、指定養成機関を卒業した日から1年以内に要綱第3条第1項第4号イの規定による就業をした後、当該就業先に就業をした日から1年以上3年以内の期間に退職し、又は解雇されたとき（令和8年4月1日以後に移住した者に限る。）

ウ その他市長が支援金の4分の1に相当する額について交付決定を取り消し、及び返還すべきと判断した場合

(4) 移住後の就業、就学等の状況に関する報告の求め若しくは現地調査等に基づく指示に従わない場合又は法令若しくは要綱の規定に違反した場合（前3号に該当する場合を除く。） **市長が定める額**

3 上記2に該当しないことを証明するため、次の表に掲げる提出書類を必要な期間、提出期限までに提出します。また、就業先の変更が生じた場合は、速やかに就業証明書（様式第2号）を提出します。

支援金受給者の区分	提出書類	提出期間	提出期限
就業に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた者	就業証明書（様式第2号）	支援金の交付を受けた年度の翌年度から3年間	毎年4月30日
	現住所が分かる書類	支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間	
就学に関する要件に該当して支援金の交付決定を受けた者	就学先の在学証明書	支援金の交付を受けた年度の翌年度から指定養成機関を卒業した年度の翌年度までの期間	
	現住所が分かる書類	支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間	
	就業証明書（様式第2号）	支援金の交付に係る就業先に医療・福祉職として就業をした日の属する年度の翌年度から3年間	
	事業対象資格を取得したことを証する書類		支援金の交付に係る就業先に医療・福祉職として就業をした日の属する年度の翌年度の4月30日
	第3条第1項第4号イの規定による就業をしたことがわかる書類（令和8年4月1		

	日以降に移住した者 に限る。)		
--	--------------------	--	--

4 上記2に該当することとなった場合は、速やかに弘前市に報告します。

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び弘前市は、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び弘前市は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、申請年度以降も、他の都道府県、他の市区町村等に提供し、又は確認する場合があります。